

在外投票人証記載事項変更届出に係る意見書

何年何月何日

届出者氏名		届 出 先	都（道府県）郡（市）（区）町（村）選挙管理委員会委員長
		領 事 官	在何日本国大使（在何日本国総領事） （何出張駐在官事務所）

省 公  
略 印

1 変更事項

- 住所
- 氏名

2 届出者の住所変更についての確認

届出書記載の新住所地に住所を有することが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]  
 判断の基礎となった文書  
 在留届  
 その他（ ）

3 届出者の氏名変更についての確認

当該氏名変更に係る戸籍法上の届出を、 受け付けた  受け付けていない  
 受け付けた届出の種類

- 養子縁組の届出（戸籍法第66条の届出）
- 養子離縁の届出（戸籍法第70条の届出）
- 婚姻の届出（戸籍法第74条の届出）
- 離婚の届出（戸籍法第76条の届出）
- 生存配偶者の復氏の届出（戸籍法第95条の届出）
- 入籍の届出（戸籍法第98条の届出）
- 氏名変更の届出（戸籍法第107条又は第107条の2の届出）
- その他（ ）

上記届出を受け付けた年月日： 年 月 日

4 住所以外の送付先（在留届の緊急連絡先）の変更についての確認

新たな住所以外の送付先が在留届の「在留地の緊急連絡先」欄に記載されている場所であることが、  
 確認された  確認できなかった [左の年月日： 年 月 日]

5 その他上記2から4までを確認するに当たって判明した申請者に係る特殊事情

- 居住国への帰化等により日本国籍を喪失していることが判明した  
 （根拠文書： )

備考

「2 届出者の住所変更についての確認」欄の「 その他」欄は、在留届以外の文書で住所変更の確認をした場合に、当該

文書名（アパートの契約書、住所の記載のある何年何月何日発行の滞在許可証、等）を記載しなければならない。